○環境省告示第九十七号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省環境省令第二号）第五条第二項、第七条第一号及び第二号並びに第八条第二号及び第四号の規定に基づき、環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成十七年環境省告示第四十二号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月一日から適用する。

平成二十八年九月二十九日　　環境大臣　山本　公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

○　環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成十七年五月環境省告示第四十二号）（抄）

改正後	改正前
（特定外来生物の種類ごとの基準の細目等） **第二条**　（略） 一　*Trichosurus vulpecula*（フクロギツネ）、*Erinaceus*属（ハリネズミ属）全種、*Callosciurus erythraeus*（クリハラリス）、*Callosciurus finlaysonii*（フィンレイソンリス）、*Pteromys volans*（タイリクモモンガ）のうち*Pteromys volans orii*（エゾモモンガ）以外のもの、*Sciurus carolinensis*（トウブハイイロリス）、*Sciurus vulgaris*（キタリス）のうち*Sciurus vulgaris orientis*（エゾリス）以外のもの及び*Ondatra zibethicus*（マスクラット） イ～ハ　（略） ニ　識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法　個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内（⑵に該当する場合にあっては、特定外来生物の種類ごとに⑵で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内）に環境大臣に提出すること。ただし、次の⑴又は⑵のいずれかに該当している場合は、この限りでない。⑵に該当する場合にあっては、⑵の幼齢な期間内に限る。）。 ⑴　（略） ⑵　*Trichosurus vulpecula*（フクロギツネ）にあっては六月、*Erinaceus*属（ハリネズミ属）全種、*Callosciurus erythraeus*（クリハラリス）、*Callosciurus finlaysonii*（フィンレイソンリス）、*Pteromys volans*（タイリクモモンガ）のうち*Pteromys volans orii*（エゾモモンガ）以外のもの、*Sciurus carolinensis*（トウブハイイロリス）、*Sciurus vulgaris*（キタリス）のうち*Sciurus vulgaris orientis*（エゾリス）以外のもの若しくは*Ondatra zibethicus*（マスクラット）にあっては二月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあっては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合 ⑶～⑸　（略） ホ　（略） 二　*Macaca cyclopis*（タイワンザル）、*Macaca fascicularis*（カニクイザル）及び*Macaca mulatta*（アカゲザル）並びに*Macaca cyclopis*（タイワンザル）が*Macaca fuscata*（ニホンザル）と交雑することにより生じた生物及び*Macaca mulatta*（アカゲザル）が*Macaca fuscata*（ニホンザル）と交雑することにより生じた生物（それぞれの生物の子孫を含む。） イ～ホ　（略）	（特定外来生物の種類ごとの基準の細目等） **第二条**　（略） 一　トリコスルス・ヴルペクラ（フクロギツネ）、エリナケウス属（ハリネズミ属）全種、カルロスキウルス・エリュトラエウス（クリハラリス）、カルロスキウルス・フィンライソニイ（フィンレイソンリス）、プテロミュス・ヴォランス（タイリクモモンガ）のうちプテロミュス・ヴォランス・オリイ（エゾモモンガ）以外のもの、スキウルス・カロリネンスィス（トウブハイイロリス）、スキウルス・ヴルガリス（キタリス）のうちスキウルス・ヴルガリス・オリエンティス（エゾリス）以外のもの及びオンダトラ・ズィベティクス（マスクラット） イ～ハ　（略） ニ　識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法　個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内（⑵に該当する場合にあっては、特定外来生物の種類ごとに⑵で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内）に環境大臣に提出すること。ただし、次の⑴又は⑵のいずれかに該当している場合は、この限りでない。⑵に該当する場合にあっては、⑵の幼齢な期間内に限る。）。 ⑴　（略） ⑵　トリコスルス・ヴルペクラ（フクロギツネ）にあっては六月、エリナケウス属（ハリネズミ属）全種、カルロスキウルス・エリュトラエウス（クリハラリス）、カルロスキウルス・フィンライソニイ（フィンレイソンリス）、プテロミュス・ヴォランス・オリイ（エゾモモンガ）のうちプテロミュス・ヴォランス・オリイ（エゾモモンガ）以外のもの、スキウルス・カロリネンスィス（トウブハイイロリス）、スキウルス・ヴルガリス・オリエンティス（エゾリス）のうちスキウルス・ヴルガリス・オリエンティス（エゾリス）以外のもの若しくはオンダトラ・ズィベティクス（マスクラット）にあっては二月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあっては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合 ⑶～⑸　（略） ホ　（略） 二　マカカ・キュクロピス（タイワンザル）、マカカ・ファスキクラリス（カニクイザル）及びマカカ・ムラタ（アカゲザル）並びにマカカ・キュクロピス（タイワンザル）がマカカ・フスカタ（ニホンザル）と交雑することにより生じた生物及びマカカ・ムラタ（アカゲザル）がマカカ・フスカタ（ニホンザル）と交雑することにより生じた生物（それぞれの生物の子孫を含む。） イ～ホ　（略）